

(案)

いしかわ食の安全・安心の取組み

(平成 25 年度食の安全・安心の確保に関する行動計画)

平成 25 年 4 月

石 川 県

目 次

I 目的 -----	1
目的 食の安全・安心対策推進体制	
II 基本的な考え方 -----	2
III 平成 24 年度主要施策の体系 -----	3
安全確保対策 安心確保対策	
IV 平成 24 年度個別事業計画 -----	4
1 生産から消費に至る安全確保のための取組みの推進	
(1) 生産段階での安全確保の施策 -----	4
(2) 製造・加工、流通・販売段階での安全確保の施策 -----	12
(3) 消費段階での安全確保の施策 -----	24
(4) 新しい検査技術に対応する検査体制の整備 -----	26
2 安心を確保するための施策の展開	
(1) 食に関する情報の提供、施策への県民意見の反映 -----	27
(2) 食品に関する相談窓口機能の強化 -----	30
(3) 食品の放射性物質検査 -----	31

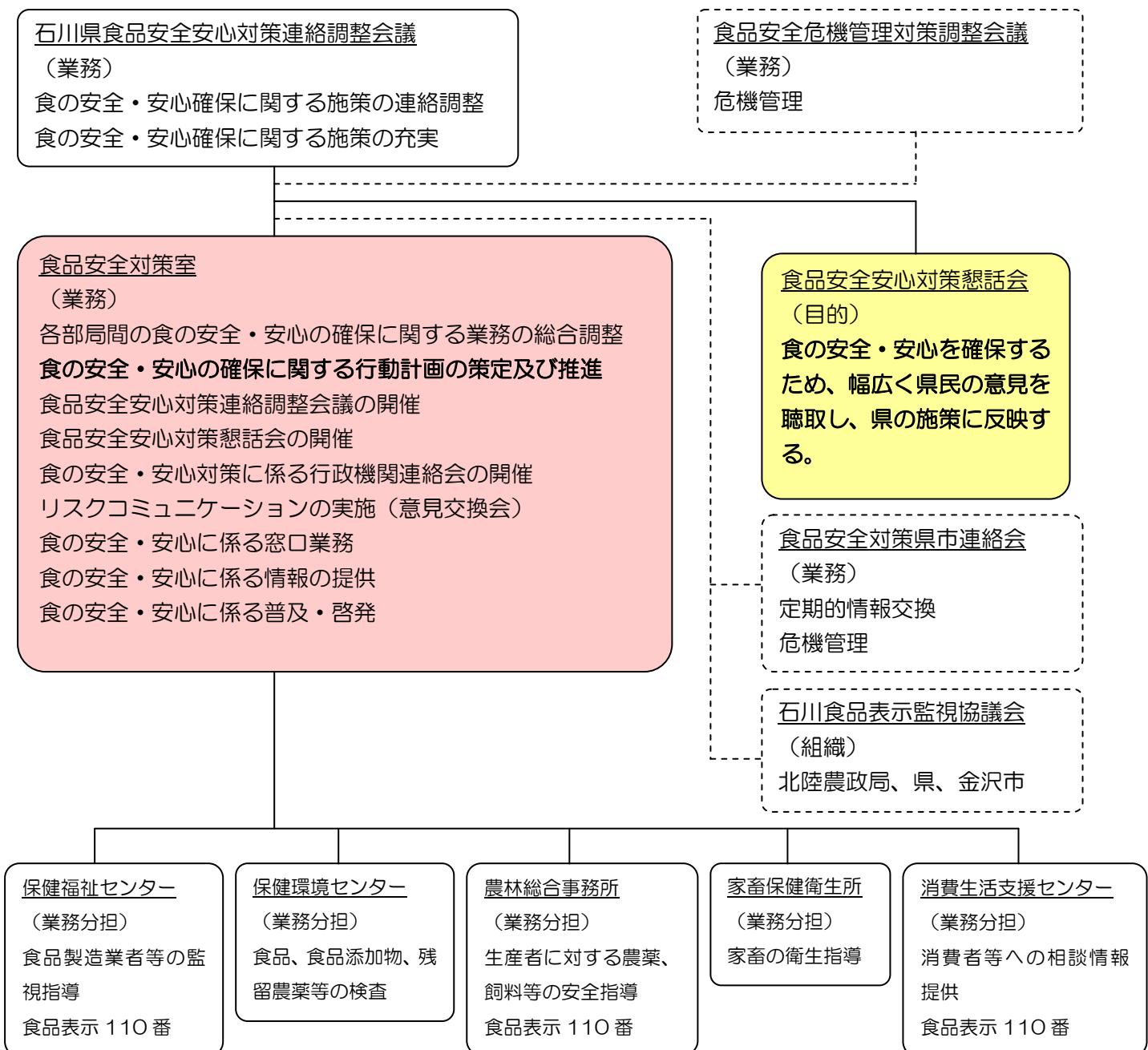
平成 25 年度 食の安全・安心の確保に関する行動計画

I 目的

「食」は人の生命の維持・健康の増進に直結するものであり、県民全てに深く関わる事柄で、県政の重要課題です。

こうした観点から、県民の健康の保護が最も重要という基本認識のもと、近年発生した県内外の食に関する諸問題を背景に、食の安全・安心確保と県民の食に対する不安・不信の払しょくに資するため策定した「食の安全・安心の確保に関する基本方針（平成 16 年 2 月）」に基づき、毎年度、行動計画を作成することとし、具体的な取組みを着実に推進することとしています。

食の安全・安心対策推進体制



II 基本的な考え方

これまでの取組みの経緯

平成 15 年度

国内でのBSE発生、食品の偽装表示事件、県内の学校給食用牛乳に関する事故等を踏まえ、県民の食の安全・安心を確保するため、総合的な施策実施の指針として「食の安全・安心の確保に関する基本方針」を策定しました。

平成 16 年度

「基本方針」に基づき諸施策を展開するため、年度毎に「行動計画」を策定することとしました。その初年度である16年度は、15年度における学校給食用牛乳に関する事故の発生等を踏まえ、重点項目として次の3つの柱を掲げ、諸施策を推進しました。

- | | | | |
|---------------------|---------------------------------|--------------------|--|
| 1 食の安全・安心確保に係る基盤の整備 | 2 大規模施設、広域流通食品製造施設等に対する重点的な監視指導 | 3 県民に対する安心確保の施策の充実 | |
|---------------------|---------------------------------|--------------------|--|

平成 17 年度

平成16年度行動計画において重点項目に掲げた3つの課題については、概ね計画どおりに進捗し、当初の目的を達成したものと理解しましたが、17年度行動計画においては、基本的に16年度の取組みの考え方を踏襲しつつ、優先すべき課題を踏まえ、食の安全及び県民の安心確保をより一層強化していく必要があるとの観点から、3つの柱を見直しました。

- | | | | |
|-----------------------------|----------------------|------------------------|--|
| 1 生産から消費に至る安全確保の施策を総合的に推進する | 2 県民に対する安心確保の施策を充実する | 3 食の安全・安心確保に係る基盤の強化を図る | |
|-----------------------------|----------------------|------------------------|--|

平成 18 年度～平成 21 年度

賞味期限の改ざんや、産地偽装、中国製ギョウザによる食中毒、メラミン混入食品、事故米の不正流通等、全国的に食に関する事件事故が多発する中、これまでの3点を主要な柱として継続し、諸施策を推進しました。

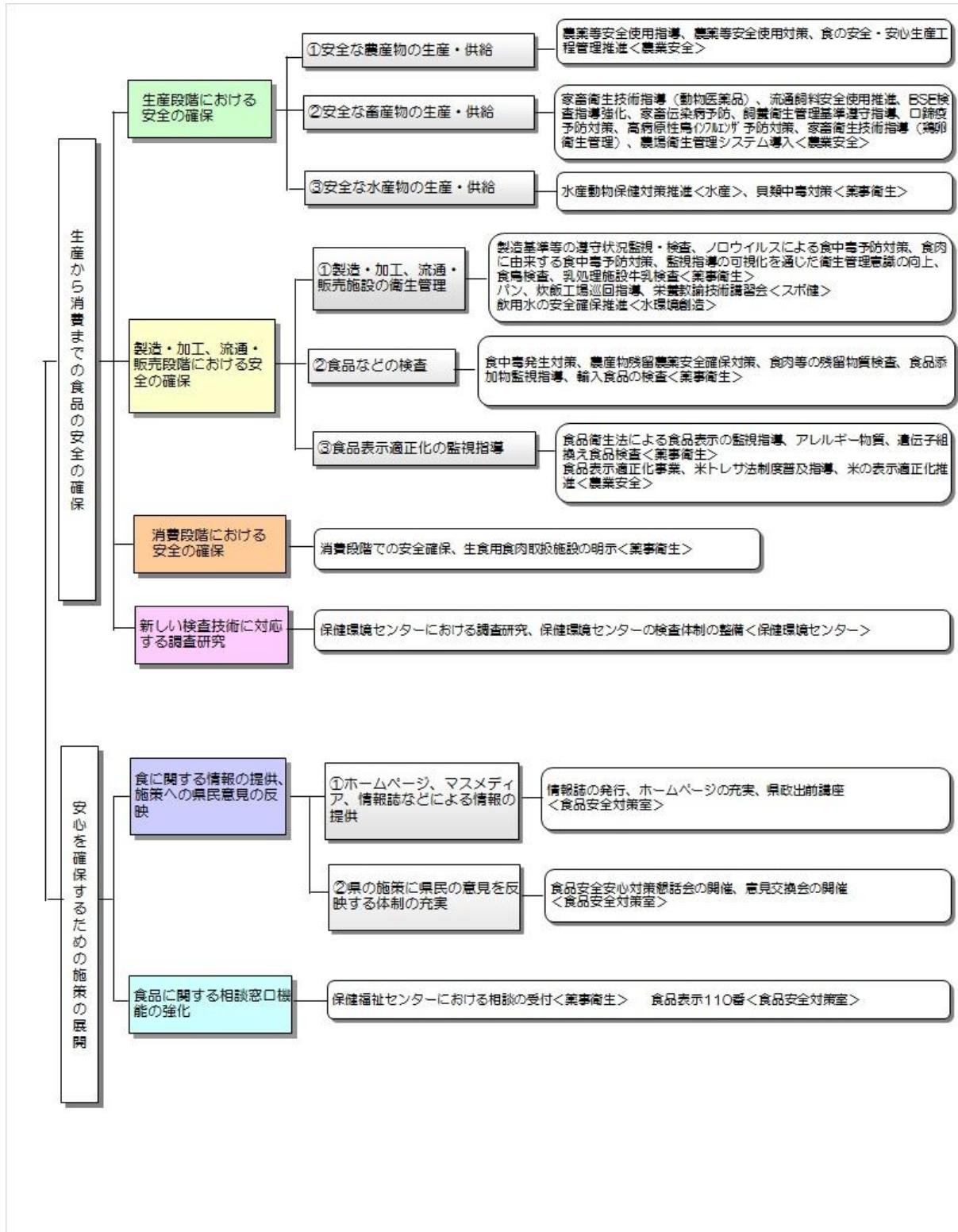
平成 22 年度～平成 25 年度

食に関する諸課題に対応するための府内体制づくりは、平時においても部局横断で連携に努めており、概ね基盤の整備はできました。

このことから、安全性確保のための取組みは、これまでどおり着実にかつ継続的に推進していくとともに、県民に対する安心の確保に一層の重点を置いた施策に取り組んでいきます。

- | | | |
|------------------------------|--------------------------|--|
| 1 生産から消費に至る安全確保のための取組みを推進します | 2 県民に対する安心確保のための施策を展開します | |
|------------------------------|--------------------------|--|

III 平成 25 年度主要施策の体系



IV 25年度個別事業計画

1 生産から消費に至る安全確保のための取組みの推進

食の安全性確保は、かつての牛乳事故や農薬、BSEなどの安全対策の取組みを例にとるまでもなく、生産から消費に至るまでの一貫した対策を実施していくことが極めて重要です。

近年、産地偽装や大規模な食中毒事件、放射性物質に対する不安など、県民の食に対する信頼が揺らいでおり、信頼を確保するためには、より効果的な食の安全・安心確保の施策推進が求められます。

こうした観点から、引き続き、農畜水産物の生産・供給段階での安全面の指導・検査等を実施するとともに、食品の製造・加工・流通段階では、事故が発生した際に大きな影響があると予想される大規模施設等を中心に監視指導を徹底します。

さらに、本県における食中毒の発生状況に鑑み、事業者への指導はもとより、県民に対し正しい知識の普及啓発を推進します。

(1) 生産段階での安全確保の施策

- ① 安全な農産物の生産・供給
 - ア 農薬等の適正使用の指導

農薬等安全使用指導事業 <農業安全課>

【目的】 農業生産の安定と農産物の安心確保を図るために、農薬の適正かつ安全な使用について指導します。

内 容		H23	H24	H25	対象数
農作物病害虫・雑草防除指針の配布	計画	300 部	300 部	300 部	—
	実績	300 部	300 部		
病害虫発生予察情報の提供回数	計画	8 回	8 回	8 回	—
	実績	11 回	10 回		
農薬危害防止月間の設置	計画	3 カ月	3 カ月	3 カ月	—
	実績	3 カ月	3 カ月		

◆ 平成 24 年度実績と平成 25 年度計画について

○実績

- ・発生予察情報等により、病害虫の適切な防除の実施を指導しました。
- ・農薬危害防止活動により、農薬に関する知識や危害防止方法の周知を行いました。

○計画

- ・平成 24 年度に引き続き、病害虫の適切な防除の指導等を行います。

農薬等安全使用対策事業（うち農薬等適正販売及び使用）<農業安全課>

【目的】 消費者に対し安全・安心な農産物が供給されるよう、農薬及び肥料の生産、流通、使用段階における適正な取扱いについて指導監督します。

内 容		H23	H24	H25	対象数
農薬販売業者への巡回指導	計画	210 店舗	200 店舗	200 店舗	630店舗 261業者
	実績	151 店舗	236 店舗		
農薬適正使用リーダー研修会	計画	3 カ所	3 カ所	3 カ所	—
	実績	3 カ所	3 カ所		
農薬適正使用リーダー育成	計画	45 名	45 名	45 名	—
	実績	75 名	29 名		
農薬管理指導士の研修会	計画	3 カ所	3 カ所	3 カ所	—
	実績	3 カ所	3 カ所		

◆ 平成 24 年度実績と平成 25 年度計画について

○実績

巡回指導は3年に1回の頻度で、農薬取扱量の多いJAは2年に1回の頻度で実施しました。

○計画

概ね前年度並に目標を設定します。

イ 農産物トレーサビリティシステム等に対する支援

食の安全・安心生産工程管理推進事業 <農業安全課>

【目的】 県産農産物の安全確保を図るため、農業生産工程管理（GAP）を園芸産地等へ普及推進します。

内 容		H23	H24	H25	対象数
GAP モデル産地	計画	10 産地	10 産地	10 産地	—
	実績	10 産地	10 産地		

◆ 平成 24 年度実績と平成 25 年度計画について

○実績

全農、JA 営農指導員、生産者等を対象に、農業生産工程管理（GAP）の講習会を開催し、普及推進を図りました。

開催日：平成25年2月5日 総参加者数：68名

水稻については、約9割のJAにおいて、JA版GAP（簡易版GAP）が導入されています。

○計画

平成24年度に引き続きGAPを普及推進します。

② 安全な畜産物の生産・供給

ア 動物用医薬品、飼料添加物などの適正使用の指導

家畜衛生技術指導事業（動物用医薬品の危機管理）<農業安全課>

【目的】 動物用医薬品の薬剤耐性菌に起因する危害発生を防止するため、薬剤耐性菌の発現状況調査等を実施します。

内 容		H23	H24	H25	対象数
薬剤耐性菌の発現状況調査	計画	12 戸	13 戸	14 戸	—
	実績	14 戸	14 戸		

◆ 平成 24 年度実績と平成 25 年度計画について

○実績

牛、豚、鶏の糞について大腸菌を検査し、抗菌剤に対する耐性状況を調査しました。

○計画

平成 24 年度に引き続き、動物用医薬品に対する薬剤耐性菌の発現状況調査を行います。

流通飼料安全使用推進事業 <農業安全課>

【目的】 安全・安心な畜産物の安定供給を図るため、県内の飼料販売業者や牛飼養農家等を対象に飼料の適正使用を推進するとともに、牛飼料中の肉骨粉混入検査及び畜産物中の飼料添加物残留検査を実施します。

内 容		H23	H24	H25	対象数
牛飼料中肉骨粉混入検査	計画	25 検体	22 検体	18 検体	飼料製造 9業者 飼料販売51業者
	実績	17 検体	16 検体		
畜産物中の飼料添加物の残留検査	計画	32 検体	30 検体	38 検体	採卵鶏 25戸
	実績	38 検体	46 検体		

◆ 平成 24 年度実績と平成 25 年度計画について

○実績

検査結果はすべて陰性でした。

○計画

概ね前年度並み目標を設定します。

イ BSEに関する検査・指導

BSE検査指導強化事業（死亡牛検査処理推進事業）<農業安全課>

【目的】 食肉の安全、安心の確保を図るために、BSE対策特別措置法に基づき、24ヶ月齢以上のすべての死亡牛に対するBSE検査を家畜保健衛生所で実施し、検査と円滑な処理を行います。

内 容		H23	H24	H25	対象数
BSE検査	計画	275 頭	268 頭	249 頭	125戸
	実績	216 頭	238 頭		

◆ 平成 24 年度実績と平成 25 年度計画について

○実績

検査結果はすべて陰性でした。

○計画

平成 24 年度に引き続き、死亡牛について検査を行います。

ウ 生産者に対する保健衛生管理面の指導・支援

家畜伝染病予防事業 <農業安全課>

【目的】 畜産物の安定供給に資するため、家畜伝染病及び伝染性疾患の発生予防、まん延防止のための検査、注射、消毒及び寄生虫駆除を実施します。

内 容		H23	H24	H25	対象数
牛結核病検査	計画	875 頭	621 頭	1,075 頭	—
	実績	608 頭	658 頭		
牛ブルセラ病検査	計画	1,091 頭	2,105 頭	553 頭	—
	実績	773 頭	2,197 頭		
牛ヨーネ病検査	計画	837 頭	1,558 頭	2,857 頭	—
	実績	792 頭	1,519 頭		

◆ 平成 24 度実績と平成 25 度計画について

○実績

検査結果はすべて陰性でした。

○計画

牛結核病および牛ブルセラ病は 4 年毎、牛ヨーネ病は 3 年毎に検査を実施することとしています。

各検査は、地区毎に実施しており、平成 25 年度の検査対象疾患について実施します。

飼養衛生管理基準遵守指導 <農業安全課>

【目的】 家畜伝染病の発生を予防するため、農家の飼養衛生管理の徹底が図られるよう指導を行います。

内 容		H23	H24	H25	対象数
牛飼養農家への指導	計画	戸	124 戸	120 戸	—
	実績	124 戸	120 戸	戸	
豚飼養農家への指導	計画	戸	23 戸	23 戸	—
	実績	23 戸	23 戸	戸	
鶏飼養農家への指導	計画	戸	33 戸	33 戸	—
	実績	33 戸	33 戸	戸	

◆ 平成 24 度実績と平成 25 度計画について

○実績

飼養衛生管理基準の遵守状況について、農家の報告を受け、確認・指導を行いました。

○計画

各家畜の飼養農家について、年3回以上巡回指導を行います。

(※ 本事業は H23 年 10 月施行につき、H23 計画は空欄)

□蹄疫予防対策事業 <農業安全課>

【目的】 畜産物の安定供給に資するため、口蹄疫の発生予防、まん延防止のための体制整備を図るとともに、防疫訓練等を実施します。

内 容		H23	H24	H25	対象数
防疫訓練の実施	計画	1 回	1 回	1 回	—
	実績	1 回	1 回		

◆ 平成 24 年度実績と平成 25 年度計画について

○実績

平成 24 年 10 月、防疫訓練（参加人数約 240 名）を実施しました。

○計画

発生した場合に迅速な措置がとれるように、関係者による訓練を実施します。

高病原性鳥インフルエンザ予防対策事業 <農業安全課>

【目的】 高病原性鳥インフルエンザ発生予察のためのウイルス検査を強化するとともに、防疫対応を強化するため地域防疫会議を開催し、本病の予防に努めます。

内 容		H23	H24	H25	対象数
養鶏場におけるウイルス検査の実施	計画	延126戸	延122戸	延116戸	1,000羽以上：25戸
	実績	延120戸	延118戸		100羽以上 1,000羽未満：6戸
地域防疫会議の開催	計画	5 カ所	5 カ所	5 カ所	—
	実績	5 カ所	5 カ所		

◆ 平成 24 年度実績と平成 25 年度計画について

○実績

ウイルス検査はすべて陰性でした。

○計画

1,000 羽以上の養鶏場について全戸、100 羽以上 1,000 羽未満の養鶏場については 6 戸を抽出して、ウイルス検査を実施します。

家畜衛生技術指導事業（鶏卵衛生管理体制の整備）<農業安全課>

【目的】 鶏卵のサルモネラ菌に起因する食中毒は毎年発生しており、その原因の一つとなりうる農場内でのサルモネラ汚染のリスクを除去するべく、安全な鶏卵生産のための検査・指導を行っています。

消費者に対し、安全な鶏卵の供給を図るため、養鶏農家において、なお一層の衛生管理が適切に行われるよう監視・指導を行います。

内 容		H23	H24	H25	対象数
監視検査・指導	計画	30 戸	26 戸	25 戸	25 戸
	実績	28 戸	25 戸		

◆ 平成 24 年度実績と平成 25 年度計画について

○実績

検査の結果はすべて陰性でした。

○計画

平成 24 年度と同様に 1,000 羽以上の鶏卵養鶏場を対象に検査・指導を実施します。

農場衛生管理システム導入支援事業 <農業安全課>

【目的】 消費者に安全・安心な畜産物を供給するため、生産段階における高度な衛生管理手法の導入が求められ、県内農家でもその意識が高まっています。

このため、生産段階での「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理システム」の導入に対し積極的に支援し、普及・定着化を図ります。

内 容		H23	H24	H25	対象数
HACCP 實施状況の検証と農家指導	計画	70 戸	90 戸	70 戸	—
	実績	90 戸	69 戸		
地域講習会の開催	計画	3 カ所	4 カ所	2 カ所	—
	実績	4 カ所	2 カ所		
指導者講習会の開催	計画	2 回	2 回	2 回	—
	実績	2 回	2 回		

◆ 平成 24 年度実績と平成 25 年度計画について

○実績

県内酪農家で実施しました。

乳牛以外の畜産農家にも HACCP の考え方を普及・啓発しました。

○計画

乳牛以外の畜産農家にも HACCP の考え方について、普及・啓発することを支援します。

③ 安全な水産物の生産・供給

水産動物保健対策推進事業 <水産課>

【目的】 魚病被害の軽減及び安全な養殖魚生産・出荷の確立を図るため、養殖経営体に対し、水産用医薬品の適正な使用についての指導や出荷対象魚の薬品残留検査を行います。

内 容		H23	H24	H25	対象数
養殖経営体の巡回指導	計画	25 回	25 回	26 回	25経営体
	実績	25 回	26 回		
水産用医薬品の適正使用の指導	計画	25 回	25 回	26 回	25経営体
	実績	25 回	26 回		
出荷対象魚の残留医薬品検査	計画	9 件	9 件	8 件	—
	実績	9 件	8 件		

◆ 平成 24 年度実績と平成 25 年度計画について

○実績

・水産医薬品について、適正に使用していることを確認しました。

・巡回指導により魚病対策が徹底され、魚病の発生が抑えられました。

○計画

新規に始める養殖場を迅速に把握し、巡回指導を行います。



貝類中毒対策 <薬事衛生課>

【目的】 力キ等の貝類は突発的に毒化することがあり、その際、採取や出荷の規制等の措置がとられています。

このため、安全な貝類を供給できるよう本県の特産品である力キ貝については定期的に検査を行っています。

内 容		H23	H24	H25	対象数
養殖力キの貝毒検査	麻痺性	計画	5 件	—	—
		実績	0 件	0 件	
	下痢性	計画	5 件	—	—
		実績	0 件	0 件	
天然力キの貝毒検査	麻痺性	計画	2 件	2 件	—
		実績	2 件	2 件	
	下痢性	計画	2 件	2 件	—
		実績	2 件	2 件	
生食用力キの成分規格調査	計画	7 件	10 件	61 件	—
	実績	10 件	9 件		
カキのノロウイルス検査	計画	—	10 件	61 件	—
	実績	10 件	8 件		

◆ 平成 24 年度実績と平成 25 年度計画について

○実績

天然力キの貝毒検査を実施したところ、規制値内でした。また、養殖力キのノロウイルス検査を実施したところ、すべて陰性でした。

○計画

天然力キの貝毒検査及び養殖力キのノロウイルス検査を拡充して行います。

(2) 製造・加工、流通・販売段階での安全確保の施策

① 製造・加工、流通・販売施設の衛生管理

ア 大規模施設、広域流通食品製造施設などの監視指導の強化等

製造基準等の遵守状況の監視・検査 <薬事衛生課>

【目的】 製造・加工段階における衛生水準の向上を図るため、HACCPの概念を取り入れた食品製造施設等の監視指導の実施、製品検査等を実施します。

内 容		H23	H24	H25	対象数
食品の製造加工施設等に対する監視指導	計画	10,000 件	10,000 件	11,500 件	約25,000 施設
	実績	11,105 件	(10,000 件)		
HACCP承認施設の監視指導	計画	12 件	12 件	12 件	3施設
	実績	10 件	12 件		
HACCP手法による衛生管理指導	計画	25 件	25 件	25 件	25施設
	実績	25 件	25 件		

◆ 平成 24 年度実績と平成 25 年度計画について

○実績

食品の製造加工施設等に対する監視指導を（10,000 件）行いました。

乳処理、魚肉ねり製品製造の 3 施設が HACCP 承認を取得しており、国（厚労省）と合同で監視しました。

HACCP 手法による衛生管理指導については、「大量調理施設衛生管理マニュアル」等に基づく自主的衛生管理を指導しました。

○計画

食品監視指導の見直しを行い、平成 25 年度以降計画的に拡充します。

また、監視指導にあたり、ATP アナライザーの活用や収去検査（細菌検査）を拡充し、その結果に基づき指導を行うことにより、指導内容の可視化を図ります。

ノロウイルスによる食中毒予防対策 <薬事衛生課>

【目的】 ノロウイルスによる食中毒は、全国的に多く発生し、県内においても食中毒全体に占める割合が、近年、増加傾向にあります。特に、11月から2月にかけて多発することから、旅館、飲食店（仕出し・料理店）、給食施設など、関連施設に対し重点的に監視指導を実施します。

内 容		H23	H24	H25	対象数
旅館等の監視指導	計画	840 件	840 件	840 件	1,100 施設
	実績	837 件	(800 件)		

◆ 平成 24 年度実績と平成 25 年度計画について

○実績

監視指導等の機会を通じ、調理従事者に対し手洗い等の衛生管理、健康管理の徹底を指導しました。また、調理従事者に対し、研修会等を通じ予防対策の普及啓発を行いました。

○計画

引き続き、旅館、飲食店等事業者に対する監視指導を行います。また、調理従事者に対し、研修会等を通じ予防対策の普及啓発を行います。

食肉に由来する食中毒予防対策 <薬事衛生課>

【目的】 カンピロバクターによる食中毒は、全国的に多発し、県内においても若者の食肉の生食の嗜好の高まりなどから、その発生は後を絶ちません。このため、食肉取扱い施設に対し、重点的に監視指導を実施するとともに、食肉の生食の危険性を周知します。また、平成 24 年度は県内で腸管出血性大腸菌による食中毒が 2 件発生しました。これらの事件の発生要因を踏まえ、より効果的な監視指導を実施します。

内 容		H23	H24	H25	対象数
食肉取扱い施設の監視指導	計画	450 件	500 件	500 件	570施設
	実績	699 件	(495 件)		
高齢者等施設の給食施設、カット野菜加工場の監視指導	計画	60 件	150 件	150 件	156施設
	実績	84 件	(97 件)		

◆ 平成 24 年度実績と平成 25 年度計画について

○実績

食肉取扱い施設に対する監視指導を (495 件)、高齢者等施設の給食施設、カット野菜加工場に対する監視指導を (97 件) 行いました。

○計画

焼肉店等飲食店や食肉販売店の指導を継続し、生食用食肉取扱いの実態把握に努めるとともに、高齢者等施設の給食施設、カット野菜加工場にも重点をおいて監視指導を実施します。

また、生食用食肉取扱施設に対し、衛生教育を実施します。

監視指導の可視化を通じた衛生管理意識の向上 <薬事衛生課>

【目的】 立入監視にあたり、簡易検査機器である ATP アナライザーを活用するとともに、収去検査（食品の細菌検査）を拡充し、その結果に基づき指導を行うことにより、指導内容の可視化を図ります。

内 容		H23	H24	H25	対象数
大規模旅館等の監視指導	計画	—	—	50 件	50施設
	実績	—	—		
食品の細菌検査	計画	—	—	250 件	
	実績	—	—		

◆ 平成 25 年度計画について

○計画

大規模旅館等に対し、ATP アナライザーを活用するとともに、収去検査（食品の細菌検査）を実施し、指導内容の可視化を図ります。

イ 特定給食施設の衛生管理の徹底

パン、炊飯工場の巡回指導事業 <スポーツ健康課>

【目的】 児童・生徒の体位、体力の向上に資する学校給食用物資の安全性を確保するため、学校給食用パンや米飯工場の製造工程、原材料の保管状況、衛生管理状況等を視察・指導します。

内 容		H23	H24	H25	対象数
学校給食用パン製造委託工場 視察、指導	計画	14 カ所	14 カ所	14 カ所	14 カ所
	実績	14 カ所	14 カ所		
学校給食用炊飯委託工場の視察、 指導	計画	7 カ所	7 カ所	7 カ所	7 カ所
	実績	7 カ所	7 カ所		

◆ 平成 24 年度実績と平成 25 年度計画について

○実績

原材料の保管状況や衛生管理状況等、ATP 拭き取り検査器を使用し指導しました。

○計画

重点事項を定め、問題点を把握し、改善指導を行います。

- ・施設設備の衛生状態 　・害虫駆除 　・従業員の検便結果 　・従業員の手洗い状況
- ・パン箱、食缶等の清掃状況 　・製品の細菌検査結果 　・原材料の保管状況

食の安全に関する栄養教諭・学校栄養職員技術講習会等の開催 <スポーツ健康課>

【目的】 安全・安心な学校給食を実施するため、栄養教諭、学校栄養職員等、学校給食関係者が衛生管理や適正な食品選択に関する知識を深めるための講習会等を開催します。

内 容		H23	H24	H25	対象数
栄養教諭・学校栄養職員技術講習会	計画	1 回	1 回	1 回	—
	実績	1 回	1 回		
栄養教諭・学校栄養職員講習会	計画	1 回	1 回	1 回	—
	実績	1 回	1 回		
学校給食研究大会	計画	1 回	1 回	1 回	—
	実績	1 回	1 回		

◆ 平成 24 年度実績と平成 25 年度計画について

○実績

- ・7/20 「栄養教諭・学校栄養職員技術講習会」
- ・8/10 「学校給食研究大会」
- ・2/15 「栄養教諭・学校栄養職員講習会」

○計画

- ・衛生管理、食に関する指導充実のための講習会、研究協議会を開催します。
- ・地場産物を活用した給食実施のための講習会を開催します。

ウ 食肉、食鳥、乳処理施設の衛生管理の徹底

食鳥検査事業 <薬事衛生課>

【目的】 食鳥肉等に起因する衛生上の危害の発生を未然に防止するため、「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律」に基づき、食鳥検査及び施設の監視・指導を実施します。

内 容		H23	H24	H25	対象数
食鳥処理施設の立入検査	計画	15 回	15 回	10 回	5施設
	実績	15 回	12 回		
細菌検査	計画	80 件	85 件	84 件	
	実績	87 件	75 件		

◆ 平成 24 年度実績と平成 25 年度計画について

○実績

食鳥処理施設では、食鳥検査により病鳥が排除されており、また、細菌検査を施設各所で実施して衛生管理の改善指導を行うことにより、食鳥による健康被害防止に努めました。

○計画

食鳥処理場における衛生管理等の基準の適合状況調査及び細菌検査等による衛生指導を行います。

乳処理施設における牛乳の検査 <薬事衛生課>

【目的】 安全な牛乳及び乳製品を供給するため、製造施設への監視を行うとともに、これらの食品を定期的に検査します。

内 容		H23	H24	H25	対象数
乳処理施設の監視指導	計画	12 回	12 回	18 回	6施設
	実績	15 回	(15 回)		
製品の成分規格、理化学等検査	計画	15 検体	15 検体	15 検体	6施設
	実績	17 検体	17 検体		

◆ 平成 24 年度実績と平成 25 年度計画について

○実績

乳処理施設に対し、監視指導と製品検査を行い、衛生管理の指導を行いました。

○計画

乳処理業者に対する監視指導回数を拡充します。

工 使用水の衛生管理の徹底

飲用水の安全確保推進事業 <水環境創造課>

【目的】 県内の代表的な水道水源等について、水質監視を継続的に実施するとともに、地下水汚染地区周辺の飲用井戸等の水質調査等を行い、将来にわたって、安心して利用できる飲料水を確保します。

内 容		H23	H24	H25	対象数
水質汚染懸念地域等の飲料水調査	計画	8 地点	8 地点	8 地点	
	実績	8 地点	8 地点		
飲用井戸水等の水質検査及び衛生指導	計画	272 件	226 件	266 件	
	実績	226 件	266 件		
水質検査担当者の技術研修	計画	1 回	1 回	1 回	
	実績	1 回	1 回		
飲用井戸等水質監視調査	計画	31 件	31 件	31 件	
	実績	31 件	31 件		

◆ 平成 24 年度実績と平成 25 年度計画について

○実績

概ね前年度並に必要な飲用指導、調査を実施しました。

○計画

引き続き、水質の確認等を通じて飲用指導を徹底します。

② 食品などの検査

ア 食中毒発生時における健康被害の拡大防止

食中毒発生時対策 <薬事衛生課>

【目的】 食中毒事件（あるいは、その疑いのある場合）の調査は、原因を的確に把握し、食中毒事件であるか否か等を判断するとともに、早急に対策を講ずるうえで必要不可欠のものです。

このため、食中毒発生時における疫学調査及び病因物質追求検査を実施し、その原因を究明します。

内 容		H23	H24	H25	対象数
食中毒発生件数（年度集計） (金沢市を除く)	目標	7 件以下	7 件以下	7 件以下	—
	実績	19 件	8 件		

◆ 平成 24 年度実績と平成 25 年度計画について

○実績

腸管出血性大腸菌 O157による食中毒が2件、ノロウイルスによる食中毒が1件、キノコ毒による食中毒が1件、その他による食中毒が4件発生しました。

○計画

食中毒発生時には早急に対策を講じ、健康被害の拡大防止に努めます。

イ 残留農薬、動物用医薬品、化学物質などの検査

農産物等残留農薬安全確保対策 <薬事衛生課>

【目的】 農産物の安全性を確保するため、県内に流通する農産物等について残留農薬検査を実施し、食品衛生法で定められた規格基準との適合を確認します。

内 容		H23	H24	H25	対象数
農産物等の残留農薬検査	計画	35 検体	35 検体	35 検体	—
	実績	35 検体	35 検体		

◆ 平成 24 年度実績と平成 25 年度計画について

○実績

すべて基準に適合していました。

○計画

農産物については、国産、輸入品とも引き続き、前年度並みに目標を設定します。また、新たに検査機器を導入し、検査項目数を拡充します。

食肉等の残留物質検査 <薬事衛生課>

【目的】 家畜や養殖魚には、生産性を向上させるため、治療薬や飼料添加剤として抗生物質や合成抗菌剤等が使用されています。

食品衛生法では、抗生物質や合成抗菌剤等で残留基準のないものは含有してはならないと定めているため、食肉等に含まれる抗生物質や合成抗菌剤の残留値を検査します。

内 容		H23	H24	H25	対象数
抗生物質	計画	32 件	34 件	34 件	—
	実績	35 件	34 件		
合成抗菌剤	計画	28 件	30 件	30 件	—
	実績	31 件	30 件		
残留基準値の定められている 抗生物質等	計画	30 件	35 件	35 件	—
	実績	35 件	35 件		

◆ 平成 24 年度実績と平成 25 年度計画について

○実績

すべて基準に適合していました。

○計画

平成 24 年度と同様に検査を実施します。

ウ 食品添加物、輸入食品の残留物質などの検査

食品添加物等監視指導 <薬事衛生課>

【目的】 食品、食品添加物、器具及び容器包装等に起因する危害の発生を防止するため、添加物等の適正使用の指導、食品の規格試験及び添加物試験等並びに監視指導を実施します。

内 容		H23	H24	H25	対象数
食品添加物試験	計画	240 件	240 件	240 件	—
	実績	240 件	236 件		
器具及び容器包装及びおもちゃ 規格試験	計画	15 件	12 件	12 件	—
	実績	12 件	12 件		
特産品の規格試験	計画	12 件	13 件	40 件	—
	実績	13 件	13 件		

◆ 平成 24 年度実績と平成 25 年度計画について

○実績

食品添加物の検体において、着色料の表示違反が 2 件あり、改善指導および、改善の確認を行いました。

○計画

特産品の規格試験について、検査件数を拡充します。

輸入食品の検査 <薬事衛生課>

【目的】 輸入食品は検疫所（国）において検査が行われていますが、県内に流通する輸入食品の安全性を再確認するため、食品中の残留物質、食品添加物等の収去検査を実施します。

内 容		H23	H24	H25	対象数
輸入食品の検査	計画	66 件	63 件	63 件	—
	実績	63 件	63 件		

◆ 平成 24 年度実績と平成 25 年度計画について

○実績

すべて基準に適合していました。

○計画

引き続き、平成 24 年度と同様の検査を実施します。

③ 食品表示の適正化の監視指導

ア 食品衛生法、JAS 法などに基づく表示の監視指導

食品衛生法による食品表示の監視指導 <薬事衛生課>

【目的】 食品の表示は、消費者が食品を正しく理解、選択するうえで重要な情報源です。このため、食品の製造・加工、流通・販売段階において、食品衛生法に定められた表示の基準の適合状況について監視指導を実施します。

内 容		H23	H24	H25	対象数
食品取扱施設の監視指導	計画	4,500 件	4,500 件	4,500 件	11,000 施設
	実績	4,500 件	4,500 件		

◆ 平成 24 年度実績と平成 25 年度計画について

○実績

食品の製造・販売施設に対して、監視指導を行っています。

○計画

引き続き、平成 24 年度と同様の監視指導を実施します。

食品表示適正化事業 <農業安全課>

【目的】 食品事業者へJAS法に基づく適正表示の普及啓発を行うとともに、生鮮食品や加工食品の表示（原産地等）状況等の調査・指導を行います。

内 容		H23	H24	H25	対象数
食品の表示研修会参加者数	計画	2,000 人	2,000 人	2,000 人	—
	実績	2,000 人	(1,300)人		
表示調査実施店舗数	計画	300 店舗	300 店舗	250 店舗	約1,100 店舗
	実績	300 店舗	270 店舗		
監視指導加工食品製造業者数	計画	50 業者	50 業者	80 業者	—
	実績	50 業者	93 業者		

◆ 平成24年度実績と平成25年度計画について

○実績

食品の表示研修会で、JAS 法に基づく適正表示の普及啓発を行いました。（主催したもののはか、食品事業者の研修会等で説明したものを含みます。）

スーパー等小売店を対象に生鮮食品の名称・原産地の表示について実施しました。

加工食品製造業者を対象に原材料等の表示について監視指導を実施しました。

○計画

食品事業者に対する表示研修会は、継続して実施します。

調査・指導は、加工食品関連に重点をおき、実施します。

米トレーサビリティ法に基づく制度の普及指導 <農業安全課>

【目的】 米トレーサビリティ法の普及啓発を行うとともに、対象事業者への巡回指導を行い、米トレーサビリティ法の周知と、米穀等の取引記録の作成・保存及び産地情報の適正な伝達を推進します。

内 容		H23	H24	H25	対象数
巡回指導事業者数	計画	250 業者	250 業者	150 業者	約5,500 店舗
	実績	200 業者	150 業者		

◆ 平成 24 年度実績と平成 25 年度計画について

○実績

新たに飲食店等を開業する事業者等を対象に、普及啓発を行うとともに、対象事業者（生産者、流通業者、加工製造業者、米飯を提供する飲食店等）に巡回調査及び監視指導を実施しました。

○計画

米トレーサビリティ制度推進事業として、新たに飲食店等を開業する事業者を対象に普及啓発を行うとともに、対象事業者を巡回調査し、米トレーサビリティ法の周知と、取引記録の作成・保存及び産地情報の適正な伝達を推進します。

米の表示適正化推進事業 <農業安全課>

【目的】 県内で出回っている袋詰め米穀について、県産米を中心にDNA鑑定を行い、正しい表示がされているか否かを調査し、表示の適正化及び県産米の評価向上に努めます。

内 容		H23	H24	H25	対象数
とう精業者検査数（通報対応分除く）	計画	42 業者	34 業者	26 業者	—
	実績	42 業者	34 業者		
袋詰め製品のDNA鑑定	計画	52 点	40 点	32 点	—
	実績	48 点	40 点		

◆ 平成 24 年度実績と平成 25 年度計画について

○実績

米穀販売業者34業者の袋詰精米についてDNA鑑定を実施するとともに、表示状況を確認しました。

○計画

DNA鑑定を実施し、監視・指導を行う予定です。

イ アレルギー物質、遺伝子組換え食品の監視指導・検査

アレルギー物質、遺伝子組み換え食品検査 <薬事衛生課>

【目的】アレルギーを引き起こすことが知られている乳や卵、小麦、そば、落花生、えび、かにを原料として使用した食品は、その表示が義務化されており、県内で製造される加工食品の検査を実施し、表示の適正化を図ります。

また、遺伝子組換え食品についても、消費者が食品選択に資するための表示が義務付けられており、県民に身近な大豆食品について、遺伝子組換え大豆の使用の有無を確認する検査を実施します。

内 容		H23	H24	H25	対象数
食品中のアレルギー物質検査	計画	23 検体	23 検体	50 検体	—
	実績	25 検体	22 検体		
遺伝子組換え食品検査	計画	10 検体	10 検体	10 検体	—
	実績	10 検体	11 検体		

◆ 平成 24 年度実績と平成 25 年度計画について

○実績

- ・アレルギー物質
22 食品（そうざい、菓子等）57 項目（そば、落花生、乳）
- ・遺伝子組換え食品
大豆加工食品の原料大豆
いずれも違反はありませんでした。

○計画

アレルギー物質検査について、検査項目数を拡充します。

(3) 消費段階での安全確保の施策

消費段階での安全確保 <薬事衛生課>

【目的】 近年、発生の目立つ焼肉での食中毒予防を始め、家庭での食中毒防止を図るため、県民に対する食品衛生知識の普及・啓発に努めます。

内 容		H23	H24	H25	対象数
食中毒防止啓発チラシの作成	計画	6,000 部	12,000 部	12,000 部	—
	実績	21,000 部	20,550 部		
食中毒防止等小冊子の作成	計画	10,000 部	10,000 部	11,000 部	—
	実績	11,000 部	11,000 部		
食中毒予防街頭キャンペーン (食品衛生月間中)	計画	4 回	4 回	4 回	—
	実績	6 回	6 回		
無料戸別配布生活情報誌を活用した啓発	計画	—	3誌×2回	3誌×2回	—
	実績	—	(3誌×3回)		

◆ 平成 24 年度実績と平成 25 年度計画について

○実績

- ・一般向けに、バーベキューによる食中毒予防のリーフレットのリーフレットを作成し、啓発しました。
- ・大学生等を対象に、バーベキューによる食中毒予防のポスターを作成し、配布しました。
- ・妊産婦、乳幼児をもつ母親向けの食中毒予防等小冊子を作成しました。
- ・食肉取扱い施設に対し、食肉の衛生に関するチラシ、リーフレットを作成し、配布しました。
- ・ノロウイルスによる食中毒を予防するため、リーフレットを作成し、関係営業者等に配布しました。

○計画

- ・食中毒防止街頭キャンペーんは、各保健福祉センター毎に工夫して実施します。
- ・平成 24 年度と同様に、食中毒予防のための正しい知識の普及・啓発を行います。

生食用食肉取扱施設の明示 <薬事衛生課>

【目的】 生食用牛肉を取り扱う施設として確認を受け、食肉衛生講習会受講者を置いている施設について、「生食用食肉取扱施設」の標識を交付し店舗に掲示することにより、消費者の方が容易に分かるよう情報提供に努めます。

内 容		H23	H24	H25	対象数
食肉衛生講習会の開催	計画	—	3 回	3 回	
	実績	—	3 回		

◆ 平成 24 年度実績と平成 25 年度計画について

○実績

食肉衛生講習会を 3 回開催し、受講者を置いている生食用食肉取扱施設 10 施設に標識を交付しました。



○計画

平成 24 年度と同様の講習会を開催します。

(4) 新しい検査技術に対応する検査体制の整備

保健環境センターにおける調査研究 <保健環境センター>

【目的】 食品の監視指導に対応する検査技術や、食に関する問題に即応できる検査技術の開発などの調査研究を推進し、迅速かつ効率的な検査手法の確立を図ります。

内 容		H23	H24	H25	対象数
調査研究課題	計画	2 課題	1 課題	2 課題	—
	実績	2 課題	1 課題		

◆ 平成 24 年度実績と平成 25 年度計画について

○実績

「県内農産物に使用される農薬に対応した試験法の確立に関する研究」について調査研究を行い、あわせて試験法の妥当性評価を実施しました。

○計画

平成 24 年度に引き続き「県内農産物に使用される農薬に対応した試験法の確立に関する研究」を行うとともに、新たに「石川県で分離された腸管出血性大腸菌の遺伝子型別と細菌学的性状」について調査研究を行います。

保健環境センターの検査体制の整備 <保健環境センター>

【目的】 科学技術の進展とそれに伴う食品分析・検査技術の高度化や、分析・検査項目の多種多様化に対応するため、高機能、高精度の機器類を導入し、検査体制の整備を図ります。

内 容		H23	H24	H25	対象数
ウイルス検査関係機器	計画	—	2 台	1 台	—
	実績	—	2 台		
細菌検査関係機器	計画	1 台	2 台	1 台	—
	実績	1 台	2 台		
食品添加物、残留農薬等検査関係機器	計画	3 台	1 台	1 台	—
	実績	3 台	1 台		

◆ 平成 24 年度実績と平成 25 年度計画について

○実績

超低温フリーザー、遺伝子增幅装置、バイオメディカルフリーザー、ハンディアスピレーターを更新しました。また、DNA シーケンサーを新たに導入しました。

○計画

ウイルス検査関係機器として電気泳動ゲル撮影装置システムを、細菌検査関係機器として恒温培養器を更新し、食品添加物、残留農薬等検査関係機器として液体クロマトグラフ・タンデム型質量分析計を新たに導入します。

2 安心を確保するための施策の展開

供給側における安全性確保の取組みが重要であることは勿論ですが、加えて、生産者や事業者、消費者、行政相互間で情報交換を行うことにより、食に関する安全情報などを消費者に正しく伝え、理解されることが重要です。

このため、食に関する様々な情報を積極的に提供・公表するとともに、県の施策に県民の意見を反映する取組みなどを推進し、消費者の安心感を高めていくとともに、生産者や事業者、消費者の安心確保の取組み、相互交流・連携活動を支援します。

(1) 食に関する情報の提供、施策への県民意見の反映

① ホームページ、マスメディア、情報誌などによる情報の提供

情報誌の発行 <食品安全対策室>

【目的】 県の広報誌やマスメディアを通じた情報提供のほか、定期的に情報誌「フードコミュニケーションズいしかわ」を発行し、安全情報や生産、製造、流通・販売等の各段階での安全・安心に対する取組み等について情報提供を行い、関係者間でのリスクコミュニケーションの推進の一助とします。

内 容		H23	H24	H25	対象数
「フードコミュニケーションズいしかわ」 (食品安全・安心情報誌)の発行	計画	2 回	2 回	2 回	—
	実績	2 回	(2 回)		

◆ 平成 24 年度実績と平成 25 年度計画について

○実績

「食肉を生や加熱不十分な状態で食べることの危険性について考えてみましょう（15号）」

（「有毒魚介類による食中毒を防ぐための基礎知識（16号）」）

○計画

引き続き、平成 24 年度と同様の発行を予定しています。

ホームページの充実 <食品安全対策室>

【目的】 食に関する多様な情報を適時・適切にホームページ上で提供、公表します。

内 容		H23	H24	H25	対象数
食の安全・安心情報の更新頻度	計画	24 回	24 回	24 回	平均 2回/月
	実績	21 回	(20 回)		

◆ 平成 24 年度実績と平成 25 年度計画について

○実績

20回更新

○計画

適時、情報を掲載予定です。

「いしかわの食の安全・安心情報」ホームページアドレス

http://www.pref.ishikawa.lg.jp/syoku_anzen/syoku_jyouhou_index.html

県政出前講座 <薬事衛生課（食品安全対策室）>

【目的】 石川県の食の安全・安心の確保の取組み等について、県民の皆さまのところへ出向いて説明し、食の安全・安心に関する知識を深めていただきます。

内 容		H23	H24	H25	対象数
食の安全安心確保対策の取組み	計画	適宜	適宜	適宜	—
	実績	1 回	2 回		

◆ 平成 24 年度実績と平成 25 年度計画について

○実績

平成 24 年 5 月と平成 25 年 2 月に、「食中毒の予防について」のテーマで、出前講座を行いました。

○計画

申し込みに応じ、講師を派遣します。

② 県の施策に県民の意見を反映する体制の充実

食品安全安心対策懇話会の開催 <食品安全対策室>

【目的】 食の安全・安心の確保に関する意見を幅広く県民から聴取し、県の施策に反映させるため、石川県食品安全安心対策懇話会を開催します。

内 容	H23	H24	H25	対象数
食品安全安心対策懇話会	計画 2 回	2 回	2 回	—
	実績 2 回	(2 回)		

◆ 平成 24 年度実績と平成 25 年度計画について

○実績

第1回：・石川県金沢食肉流通センター視察

- ・食肉の衛生対策について
- ・食品の表示偽装について
- ・最近発生した食中毒について

第2回：・23 年度個別事業実績見込、24 年度計画（案）

- ・24 年度監視指導計画（案）

○計画

2回開催する予定です。

意見交換会の開催 <食品安全対策室>

【目的】 生産者、事業者及び消費者がそれぞれの立場から情報や意見を交換し、食品のリスク等に関する正しい知識を得るとともに、関係者間で相互に理解を深めます。

内 容	H23	H24	H25	対象数
意見交換会、シンポジウム	計画 1 カ所	1 カ所	1 カ所	—
	実績 1 カ所	1 カ所		

◆ 平成 24 年度実績と平成 25 年度計画について

○実績

平成 24 年 8 月 10 日に、県内の親子を対象とした現地視察型のリスクコミュニケーションとして、高来牧場およびアイ・ミルク北陸の見学・意見交換会を開催しました。

○計画

シンポジウムを開催する予定です。

(2) 食品に関する相談窓口機能の強化

保健福祉センターにおける相談の受付 <薬事衛生課>

【目的】 地域における食品に関する調査依頼を受付・処理し、消費者や営業者からの相談に応じます。

内 容	H23	H24	H25	対象数
調査依頼、相談の受理	実績 108 件	(100 件)		—

◆ 平成 24 年度実績と平成 25 年度計画について

○実績

(100 件) の相談について対応を行いました。

○計画

ワンストップで迅速、適切な受付に努め、解決を図ります。

食品表示 110 番窓口の設置 <食品安全対策室>

【目的】 食品の表示に対する消費者の関心が高まっていることや、JAS 法に基づく食品の品質表示の適正化を図る観点から、消費者からの食品表示に関する各種情報を受け付ける窓口（食品表示 110 番）を国と連携して設置し、消費者の食品表示に対する不安の解消及び品質表示の適正化を図ります。

内 容	H23	H24	H25	対象数
情報提供件数	実績 1 件	6 件		—

◆ 平成 24 年度実績と平成 25 年度計画について

○実績

産地表示に関する情報提供が 3 件、原料表示に関する情報提供が 2 件、期限表示に関する情報提供が 1 件あり、適宜対応しました。

○計画

案件に対し迅速な対応に努め、食の安全・安心の確保を図ります。

食品安全対策室

県民生活課、消費生活支援センター

薬事衛生課、保健福祉センター（南加賀、石川中央、能登中部、能登北部）

農業安全課、農林総合事務所（南加賀、石川、県央、中能登、奥能登） 計 14

(3) 食品の放射性物質検査

東日本大震災に伴い発生した福島第一原発の事故により、食品への放射性物質汚染の問題が生じました。現在、東日本の17都県に国から検査計画策定の指示が出され、策定された計画に基づいて生産地における放射性物質の検査が行われています。

県民の主食である米について、県内産米の収穫前検査（全市町各2回）を行い、全て不検出であることを確認しました。

今後とも、食品の放射性物質検査については、情報収集に努め、時機を失すことなく適時適切に対応して、県民の不安の解消に努めていきます。

これまでの検査実績 （検査実施機関：保健環境センター）

対 象	H23	H24	検査結果
県外産汚染疑い牛肉	13 件	—	全て暫定規制値以下
県内産牛の肉（金沢市と協働）	60 件	—	全て不検出
県内産米の収穫前検査	38 件	38 件	全て不検出